

令和8年4月24日

善通寺駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場 所	納 期 （履行期限）	見積依頼書 公 告 日	見 積 書 提 出 期 限	見積合わせ の 日 時	防衛省競争 参加資格	備 考
24	産業廃棄物処分（焼却）	契約相手方の中間 処理実施場所	8.7.1～ 9.3.31	8.4.24	8.5.20 10時00分	8.5.20 10時00分		単価
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所

〒765-0002

住 所 香川県善通寺市南町2丁目1-1

契約機関名 陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊契約班（担当：鎌田）

電話番号 0877-62-2311（内線：2467）

FAX番号 0877-62-2315

市場価格調査書

【陸上自衛隊善通寺駐屯地】

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。 各項目に記入の上、令和8年5月18日(月)17時までに
FAX(0877-62-2315)により送信をお願い致します。 陸上自衛隊善通寺駐屯地 会計隊 契約班 担当:鎌田

※市場価格とは

市場の中での取引価格であり、入札(見積)する金額とは異なりますのでご注意ください。

分任契約担当官 陸上自衛隊善通寺駐屯地
第348会計隊長 津村 尊己 殿

住所等

¥ 単価

印

(各金額には消費税を含まない)

(単位:円)

No.	品名	規格	単位	予定数量	単価	備考
1	産業廃棄物処分(焼却)	仕様書のとおり	kg	10,000		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
合 計						

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
産業廃棄物処分（焼却）	普通寺駐業-Z000182		
	防衛大臣承認		
	作 成	令和	5年 6月30日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	普通寺駐屯地業務隊補給科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、普通寺駐屯地業務隊において実施する産業廃棄物処分の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 処分に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の種類及び数量

処分の種類及び数量は、調達要求指定書により指定する。

a) 廃棄物の種類は、表1とする。

2.3 処分の作業方法

中間処理の方法は、焼却とし、官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物のみを焼却炉に直接投入し、処分品の確実な焼却済み状況を官側が確認するものとする。

2.4 処理基準

処理基準は、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

c) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下、管理票という。）の処理は、法第12条3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E

票)を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 処分品の引き渡し場所

処分品の引き渡し場所は、契約相手方の中間処理実施場所とする。

4.2 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部提出する。
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

4.3 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

表1-種類(2-1)

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼または非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1-種類(2-2)

種類		性状・具体例等	
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去により生じたもの), パルプ製造業, 製紙業, 紙加工品製造業, 新聞業, 出版業, 製本業, 印刷物加工業から生ずる紙くず	
		木くず 建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ), 木材・木製品製造業(家具の製造業を含む), パルプ製造業, 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片, おがくず, パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット	
		繊維くず 建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ), 衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず, 羊毛くず等の天然繊維くず	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類, 灯油類, 軽油類	
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液	
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液	
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか, 付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥, PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず, PCBが染み込んだ木くず, もしくは繊維くず, 又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず, PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿, 石綿含有保温材, 断熱材, 耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で, 石綿が付着しているおそれのあるもの, 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等
		有害産業廃棄物	水銀, カドミウム, 鉛, 有機燐化合物, 六価クロム, 砒素, シアン, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロレタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 1,4-ジオキササン又はその化合物, ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥, 鉱さい, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 燃え殻, ばいじん等

調達要領指定書	調達要求番号	6RML1C00028
	調達要求年月日	令和8年4月17日
	作成部隊	善通寺駐屯地業務隊補給科
	作成年月	令和8年4月17日
仕様書番号	善通寺駐業-Z000182	
指定事項	<p>処分品は、次のとおりとする。</p> <p>1 品名 産業廃棄物 廃プラスチック類（合成繊維くず・金属くず混載） （特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）</p> <p>2 単位 kg</p> <p>3 予定数量 10,000kg</p>	